

●成年後見制度について

おおさか か ていさいばんしょ こうけんがかり
大阪家庭裁判所（後見係）

- ・住所：中央区大手前 4-1-13
 - ・電話：6943-5872
- 手続の案内、申立ての受付時間：午前9時～12時／午後1時～5時（土日、祝日、年末年始は休み）
- 原則として、ご本人が住んでいるところの家庭裁判所に申立てを行います

65 歳以上の方の相談窓口

- 各地域包括支援センター
- 受付時間：月曜～金曜／午前9時～午後7時 土曜／午前9時～午後5時（日、祝日、年末年始は休み）

知的障がいのある方の相談窓口

- 各区障がい者基幹相談支援センター
- 受付時間：午前9時～午後5時30分（土日、祝日、年末年始は休み）

精神障がいのある方の相談窓口

- 各地域活動支援センター（生活支援型）
- 受付時間：各支援センターごとに異なりますので、ご注意ください。

身寄りがないなどで申立てができない場合の相談窓口

- 各区役所保健福祉課 ※成年後見制度業務担当
- 受付時間：午前9時～午後5時30分（土日、祝日、年末年始は休み）

＜各区役所保健福祉課＞

区名	電話番号	ファックス	区名	電話番号	ファックス	区名	電話番号	ファックス
北	6313-9508	6313-9905	天王寺	6774-9857	6772-4906	城東	6930-9857	050-3535-8688
都島	6882-9857	6352-4584	浪速	6647-9859	6644-1937	鶴見	6915-9859	6913-6237
福島	6464-9857	6462-4854	西淀川	6478-9918	6478-9989	阿倍野	6622-9857	6629-1349
此花	6466-9857	6462-2942	淀川	6308-9857	6885-0537	住之江	6682-9859	6686-2039
中央	6267-9857	6264-8285	東淀川	4809-9857	6327-2840	住吉	6694-9859	6694-9692
西	6532-9857	6538-7319	東成	6977-9859	6972-2781	東住吉	4399-9857	6629-4580
みなと港	6576-9857	6572-9514	生野	6715-9857	6715-9967	平野	4302-9857	4302-9943
大正	4394-9857	6553-1986	旭	6957-9857	6954-9183	西成	6659-9857	6659-9468

おおさか し せいねんこうけんせいど
大阪市成年後見支援センター

- 成年後見制度の利用に関する相談窓口（必要に応じて専門職による相談を行います）
- ・住所：西成区出城 2-5-20（大阪市社会福祉研修・情報センター3階）
 - ・電話：4392-8282 ／ ファックス：4392-8900
- 受付時間：午前9時～午後5時（日、祝日、年末年始は休み）

●任意後見制度について

こうしょうやくば しょ
公証役場（6 か所）

- ① 梅田公証役場（北区芝田）……6376-2568
- ② 平野町公証役場（中央区平野町）…6231-8584
- ③ 本町公証役場（中央区安土町）…6271-6265
- ④ 江戸堀公証役場（西区江戸堀）…6443-9488
- ⑤ 難波公証役場（浪速区難波中）…6633-9304
- ⑥ 上六公証役場（天王寺区東高津町）…6763-3648

成年後見制度をごぞんじですか



せいねんこうけんせいど
成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

たとえばこんなとき・・・



自分で介護サービスを受ける契約とか入院費の支払いとかが判断できない…誰か助けて

判断能力が衰えたときに備えて財産管理について準備しておきたいけど…



近所の身寄りのない方が最近悪質な訪問販売の被害にあってるみたいなんだけどなんとか守ってあげられないかしら



— 大阪市 —

せい ねん こう けん せい ど あん ない
成年後見制度のご案内

せいねんこうけんせい ど ほうてい こう けん せい ど にん い こう けん せい ど しゅるい
成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

ほう てい こう けん せい ど
～法定後見制度～

にん ちしょう ち てきしょう せいしんしょう はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた たい ほうてき けんげん
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を
あた こうけんになとう ふく し り ようけいやく てきせつ ざいさん かんり おこな
与えられた後見人等が、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その
かた せいかつ ほ ご し えん
方の生活を保護・支援します。

ほうていこうけん せい ど はんだんのうりよく てい ど おう こうけん ほ さ ほ じょ わ しん
法定後見制度は判断能力の程度に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分かれ、親
ぞくとう こう けん どうかいし しんぱん もう た か ていさいばんしょ てきにん おも えんじょ
族等から後見等開始の審判を申し立て、家庭裁判所によって適任であると思われる援助
しゃ せんにな
者が選任されます。

にん い こう けん せい ど
～任意後見制度～

しょうらい はんだんのうりよく ていか そな ざいさん み だれ
将来の判断能力の低下に備えて、財産や身のまわりのことについて(「誰に」「どんなこ
との頼むか」を)あらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選
こうけんになこう ほ しゃ にん い こうけん けいやく むす
だ後見人候補者と任意後見契約を結びます。

ほんにな はんだんのうりよく ふじゅうぶん かてい ざいばんしょ にん い こう けん かんとうくにん せんにな
本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、あ
らかじめ結んでおいた「任意後見契約」に基づき、任意後見人が財産管理や福祉サービ
スの利用契約など本人を援助します。



じ ぶん
自分ではほとんど
判断できない。

ほう てい せい ど
法定後見制度

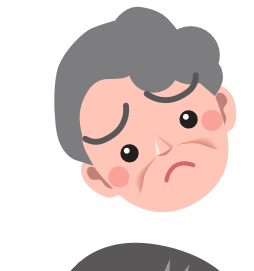
こう けん
後見

ほ ざ
保佐

ほ じょ
補助

はん だん の うりよく いちじる
判断能力が著しく
不十分である。

はん だん の うりよく ふ じゅう ぶん
判断能力が不十分
である。



しょうらい じ ぶん はん だん の うりよく
将来、自分の判断能力
が衰えたときに不安
で、いざというときに
財産管理や施設の契
約などを信頼できる
人に頼んでおきたい。

にん い こう けん せい ど
任意後見制度

にん い こう けん にん
任意後見人と
公証役場で任
意後見契約を
結ぶ。
ひよう ひつよう
※費用が必要です。
とうきよう ほう む きよく とう き
東京法務局に登記

はん だん の うりよく
判断能力が低下したら

もうした
申立て

もうしたて さき
申立先
おお さ か か て い さい ばん しょ
大阪家庭裁判所

もうした ひと
申立てできる人
ほんにな はいぐうしゃ しんどうい ない
本人、配偶者、4 親等以内の
しんぞくとう
親族等
(身寄りのない方等は市長)

ひつよう
必要なもの
もうしたてしよ こ せきとうほん じゅうかんひよう
申立書、戸籍謄本、住民票、
しんぞくとう じゅうひんきって
診断書、収入印紙、郵便切手
など
もうしたてしよるいつしき せつめいしよ
※申立書類一式と説明書の
はい せいねんてふらんちゅうて
入った「成年後見申立セット」
かていでいばんしょ
が家庭裁判所にあります。

ひ ぼう
費用
もうしたてて すうりよう
申立手数料： 800円収入印紙
とう き てすうりよう
登記手数料： 2,600円収入印紙
つう しん ひ やく えんきって
通 信 費： 約3,990円切手
かん ぜい ひ まんえん よ のう
鑑定 費： 10万円予納
ひつよう ば あい
※必要な場合のみ

か てい さい ばん しょ
家庭裁判所

しんぱん て つづ
審判手続き

ちよう さ
調査

か てい
鑑定

ひつよう ば あい
※必要な場合のみ

しん も ん
審問

か じ さいばんかん ほんにな
家事裁判官が、本人に
い し たず
意思などを尋ねます。

しん ぱ ん
審判

やく げつ
(約 2 ヶ月～)

せん にん
選任

せん にん
選任

せん にん
選任

せい ねん せい ど
成年後見人

にちじょう せい かつ かん
日常生活に関する行為を除く、すべての
ほう りつ こう い ほん にん か おこな
法律行為を本人に代わって行ったり、
ひつ しよう おう と け
必要に応じて取り消したりします。

ほ ざ
保佐人

もうしたて じ えら とく てい ほう りつ こう い せい かつ
申立時に選んだ特定法律行為(生活、
かい ご ざい さん かん ほん にん か
介護、財産に関するもの)を本人に代
わって行います。重要な法律行為に同
意したり、取り消したりします。

ほ じょ
補助人

もうしたて じ えら とく てい ほう りつ こう い せい かつ かい
申立時に選んだ特定法律行為(生活、介
ご ざい さん かん ほん にん か
護、財産に関するもの)を本人に代わって
おこな もうしたて じ えら じゅうよう ほう りつ こう
行います。申立時に選んだ重要な法律行
為に同意したり、取り消したりします。

せんにな
選任

にん い せい ど
任意後見監督人

にん い せい ど
任意後見人

か てい さい ばん しょ
家庭裁判所

にん い せい ど
任意後見監督人選任の
しんぱん おこな
審判を行います。

にん い せい ど
任意後見監督人の選任

もうした ひと
申立てできる人
にん い せい ど
任意後見受任者、本人、配偶者、
しんぞく せい ど
4親等以内の親族